

浜松市保育料の減額に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法施行細則(平成26年浜松市規則第75号。以下「細則」という。)第10条第3項及び第11条第3項に規定する利用者負担額の減額並びに細則附則第3項に規定する徴収金の減額に関し、必要な事項を定める。

(減額の基準等)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、当該各号に定めるところにより浜松市立幼稚園条例(平成17年浜松市条例第270号)第5条第1号に規定する使用料及び浜松市立保育所条例(昭和24年浜松市条例第13号)第7条第1号に規定する使用料並びに細則附則第2項に規定する徴収金(以下「保育料」という。)を減額することができる。

- (1) 入園児童の属する世帯の生計を維持する主たる者が、失業・疾病等により著しく収入が減少した者で、当該世帯の減額申請月の前3箇月の月平均収入額(以下「認定収入額」という。)が、生活保護法(昭和52年法律第144号)による月額最低生活費に1.2を乗じて得た額(以下「認定生活費」という。)に満たない場合、認定収入額を前年の月平均収入額で除して得た比率(以下「収入減少率」という。)に現階層認定税額を乗じ階層を認定し、保育料を減額する。なお、雇用保険等の給付があるときは、認定収入額に含めるものとする。
- (2) 入園児童の属する世帯内に疾病者があり、2箇月以上継続して、これに必要な経費を支出し、家計に著しく影響を及ぼしている者で、認定収入額が認定生活費に減額申請期間の平均医療費(高額医療費を限度とする。)を加算した額より少ない場合、収入減少率に現階層認定額を乗じ階層を認定し、保育料を減額する。なお、生命保険等の給付があるときは、平均医療費からその金額を除くものとする。
- (3) 火災、風水害、地震又はその他災害により、居住の用に供している住宅又は家財について焼失損壊等の損害を受けた者で、保育料を納付することが困難になった者について、次に定めるところにより保育料を減額する。
 - ア 全焼、全壊の場合 全額
 - イ 半焼、半壊の場合 1/2
- (4) 入園児童が特別な理由により欠席した場合は次に定めるところにより保育料を減額する。
 - ア 事故・病気等により1箇月全休したとき 当月分全額
 - イ 伝染病等により施設長から登園停止を指示され、1箇月全休したとき 当月分全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合
(減額の申請等)

第3条 保育料の減額を受けようとする者は、保育料減額申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、特別な事由があると認められる場合は、書類の添付を省略することができる。

(1) 前条第1号の規定に基づく申請の場合は、給与支払証明書等（申請前3箇月、前年同時期3箇月）、雇用保険等給付証明書（申請前3箇月）

(2) 前条第2号の規定に基づく申請の場合は、給与支払証明書等（申請前3箇月）、医療費支払証明書

(3) 前条第3号の規定に基づく申請の場合は、罹災証明書

(4) 前条第4号の規定に基づく申請の場合は、診断書及び欠席状況の分かる書類

(5) 前条第5号の規定に基づく申請の場合は、市長が定めるもの。

（減額の期間等）

第4条 保育料を減額する期間は、入園期間内で市長が定める期間とする。ただし、申請のあった当該年度内を限度とする。

（減額の可否の決定）

第5条 市長は、第3条に規定する申請を受理したときは、申請の内容を実態調査等により審査し、保育料の減額の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、保育料減額決定通知書（第2号様式）又は保育料減額却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（減額申請の却下）

第6条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、減額の申請を却下することができる。

(1) 第3条に規定する書類等を市長が指定する期日までに提出しない場合

(2) 前条第1項に規定する実態調査等に応じない場合

（減額の取消し）

第7条 市長は、減額を受けている者が次のいずれかに該当する場合は、当該減額の決定を取り消し、すでに減額した保育料の全部又は一部を追徴することができる。

(1) 保育料減額申請書（第1号様式）に事実と異なる虚偽の記載をし、その不正な行為によって減額を受けていることが判明した場合

(2) 減額の理由が消滅し、減額を受ける理由がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により減額を取り消したときは、保育料減額取消通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日から施行し、平成 27 年 4 月分の保育料から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
申請者
氏名

保育料減額申請書

次のとおり保育料の減額を受けたいので申請します。

記

入園児童	住所			
	氏名		申請者から みた続柄	
入園施設名				
保育料	月額	円		
減額申請期間	年度 月分から		年度 月分まで	
減額の理由				

第2号様式

年 月 日

様

浜松市長

保育料減額決定通知書

保育料の減額について次のとおり決定しましたので、通知いたします。

住 所	
児 童 氏 名 等	年 月 日生
保 護 者 氏 名	
入 園 施 設 名	
減 額 申 請 日	年 月 日
減額前の保育料	月額 円 (階層 .)
減額後の保育料	月額 円
減 額 す る 期 間	年度 月分から 年度 月分まで
減 額 の 理 由	
備 考	<p>本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った翌日から起算して3箇月以内に審査請求することができます。</p> <p>また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>

年 月 日

様

浜松市長

保育料減額却下通知書

申請のありました保育料の減額について次のとおり却下しましたので、通知いたします。

住 所	
児 童 氏 名 等	年 月 日生
保 護 者 氏 名	
入 園 施 設 名	
減 額 申 請 日	年 月 日
減 額 申 請 期 間	年度 月分 から 年度 月分まで
却 下 理 由	
備 考	<p>本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った翌日から起算して3箇月以内に審査請求することができます。</p> <p>また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>

第4号様式

年 月 日

様

浜松市長

保育料減額取消通知書

保育料の減額について次のとおり取消しましたので、通知いたします。

住 所	
児 童 氏 名 等	年 月 日生
保 護 者 氏 名	
入 園 施 設 名	
減 額 決 定 日	年 月 日
減額取消前の保育料	月額 円
減額取消後の保育料	月額 円
減 額 取 消 期 間	年度 月分 から 年度 月分まで
減 額 取 消 理 由	
備 考	<p>本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った翌日から起算して3箇月以内に審査請求することができます。</p> <p>また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>